

琉球大学学術リポジトリ

原稿：『植民及植民政策』第十四章 土地政策

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): （植589～612、613～634）植591が一枚欠落 資料形態 : B4原稿用紙／2綴り キーワード (En): 作成者: 矢内原, 忠雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38326

矢内原忠雄文庫

史料名	原稿『植民及植民政策』第十四章 土地政策(植589~612、613~634)
封筒番号	471
原文所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成17年11月21日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号：471

史料名	原稿『植民及植民政策』第十四章 土地政策(植589~612、613~634)
資料形態	B4原稿用紙/2綴り
枚数	45
頁数	45
縦 (cm)	
横 (cm)	
厚さ (cm)	
書誌的事項	植民 植591が一枚欠落 今泉分類記号：Y

保留地

ギアナ(一九〇〇年) コンゴ(自由国) (一八八五
 年)等に於ても同様の原則が宣言せられた。之
 等の地方の原住民は土地所有権の法律的概念
 に乏しく、従つて特に之を主張証明するの必
 要を感ぜず、又証明せんとするもその材料に
 乏しい。故に殊に部落共有制の社会に於
 ては、^(然りとする) 土地所有権の立証の必要は尚更感
 ぜらる。故に土地所有権は東に大なる^也 之に
 之に對して近代法治國家の通念を適用するこ
 との不自然なるは明白であるが、實際に於て

斯の如き方法により、^植 植民地の土地林野を
 國有地に編入せる例は尠くないのである。
 國有地編入の他の方法は保留地制の實施に
 ある。即ち原住民の居住区域を指定し、その
 地域内に於ては植民者の土地所有を禁止する
 と共に、区域外の土地は之を植民者の國有地
 とするの制度である。米國(インディアンはと
 の^の 保留地)に於ては、^の 保留地制はとて顯著なる一
 例であつて、最初米國の土地は植民者と原
 住民の兩者を載せて餘りあるもの如く思は

590

れたけれども、やがて植民者の増加に伴い保
 留地は奥地に移され且つ狭めらるゝに至つた
 。佛國はアルヂエリに於て一八五一年に十
 六の土人部落に付き保留地制 (cantonnement)
 の制度を實施し、かくして獨りたる國有地を
 植民者に坤下けられた。此制度は土人の土地に
 對する權利を甚しく侵奪するもの^(あり)に對し、
 其の^(あり)反對の爲めに一八六三年には土人部落の土地所有
 權を尊重する^(あり)の原則は南阿聯邦に於ても亦保
 留地制を設け、その區域外の土地は國有地

とぬいた。獨逸も亦そのアフリカ植民地に於
 て同様のことをぬいた。ヘレロ族の一人の言
 として傳へらるゝ言に曰く、「獨逸人はわれら
 の土地を取つた、一地又一地と彼等の手に渡
 つて行つた、最近には我々にはたばオマヘケ
 (Oranake) に於て僅かに許りの土地が残され
 うみたといふ事を申し渡された。よ、以て外
 土には我々ははや足を置くことを許され
 ない、しかも之れ我々の土地であることに
 一獨逸宣教師のヘレロ族について語れる書に

1) Meyer, P. Wirtschaft und Recht der Hereros.
 (Parvus. Die Kolonialpolitik und der Zusammen-
 bruch. S. 74)

3-9
 592

私有地
の
獲得

よれば、「保留地」問題も屢々語に出た。ヘレロ
 族はこれと絶対に願解しない。彼等は「彼
 等の土地の強奪せられたらと信じて居た」
 と、
 (博小あき)
 へレロ族は遂に干戈をとりて起つた。しか
 もその結果は惨敗に收し、保留地も少くも
 も失ひ、土地は凡そ独逸の國有地となつた。
 英領南アフリカが事を構へてロンドン王を
 し、戦闘に誘ひ、之を絶滅してマタベレ及び
 マシヨナの全地をもその手に收めたること、
 此に述べたる如くである。戦争に由る被征服者の土
 地は「征服の権利」に基き戦勝者に帰属するもの
 とせらる。ヘレロやマタベレの土地掠奪は
 「通商なる征服の権利」として弁護せらる。
 此は多岐とすれば、私に憎む近代國家の偽善
 也。
 次に、私人たる地主が土地を得るは上述
 の如き過程によりて生じたる國有地の拂下を
 受くるか、或は直接に土人物有地の買入によ
 る。原住者より土地を買入る、が為めには、

D Parvus. 前出. S. 76.

593

共有地 (4) ATHENA

印交

印交

先づ土地所有者が何人なるか、明確であらねばならぬ。

土人部落の土地共有制を有するものに對しては先づ之を分割して近代社會の通念に適ふ完全なる處分權を伴ふ處の個人主義的なる私有財産制を土人に與ふることが、植民者の土地所有の必要なる前提とせらるべきである。

れたることと多し。十七九年、印度に於ては従来土地共有制を有し、ゼミンダール (Zemindar) と稱せらるる收税請負人が居たが、

英人は始め土地共有制を領解せしめ、私有財産制的觀念に基き個人土地所有を主張する者から出たとして、ゼミンダールを以て所有者

と稱せしめ、共有権者たる農夫を以て借地人たるものと定められた。この結果として印度社會制の破壊は印人への甚い不満を惹起し、買

持するに至つたといふ。四アルゲエリに於ける佛國の政策は亦土人土地共有制に對する干渉の顯著なる實例である。アルゲエリに在る土地制度にはメルク (melk) 及びアルク (ark) の二種あり、前者は理論的には私有制

であるが、場合に依りては、^(實際上) 家制的共有制なること

あり、^(買) 一八一九年以來は在来の判交を尊重し、持するに至つたといふ。四アルゲエリに於ける佛國の政策は亦土人土地共有制に對する干渉の顯著なる實例である。アルゲエリに在る土地制度にはメルク (melk) 及びアルク (ark) の二種あり、前者は理論的には私有制であるが、場合に依りては、^(實際上) 家制的共有制なること

Knowles, The Economic Development of the British Overseas Empire. p. 207.

594

あり、後者は完全なる共有利にして絶対譲
 渡を許さざるものであつた。然るに佛國の領
 有地は除し之等の制を領解せし何人も
 所有権を認めず、或は保留地を布きて國有
 地を獲得したる。一八六三年に保留地制を禁
 して土人部族の土地共有権を認め、部族の土
 地の境界を区劃し、之を更に氏 (doman) に分ち
 、更に事情に依りて之を氏の成員たる各個
 人に分割し得るものと定めたる。而して土人と政

治人との間の土地管理は此の法律に基きて設
 立せらるる。委員會議は一八七三年に至る迄に
 六四三
 放て七頁の部族の土地を以て氏に分割
 劃した。この法律は個人的私有財産制の徐々
 的採用とす。目的とするものは、法律の
 旨として公布し、部族酋長の勢力を弱め、
 部族を解散せしむること。は政府の政策の一般
 的目的標であり、私有財産制の没定、ア
 ン人部族間に於ける政治人地存在の定住は
 部族団体の解体の過程を促進するに最も大に
 なる。

1) Zimmermann, Kolonialpolitik, S. 338

595 植

年改である。は、当時政府の表明したる要
 であつた。然るに、かくう如き緩慢なる作々の
 決定は植民者、殊に土地投標を目的とする者
 の満足する事になつたので、^{第三共和政の下に於て}一八七三年に
 前の部落土地区劃法を廃止し、^{之に代るに}メルク及び
 ルクの両土地判交の区別を廢し、即ち土地は
~~專制~~ ^{譲渡} して分割し得べきものと定め、而
 して政府の職権により又は ^{利益関係} 権利関係の
 共有地を分割して他人の完全なる所有権と
 認め、分割の割当 ^過 小となるときは ^{共有地を} 譲渡に附し

この代金を分割せしめ、又かくの如く ^{所有者に對し} 所有
 者分割を分せしめたる土地は ^{譲渡} しては権利を
 書面交付せしめ、之によりてその権利は確定
 して過去一切の権利関係を消滅せしめ、且つ
 かくう如き土地は再後併用法の下に立つべく
 もはや ^{土人の} 再併同教法律によりて規律せらるゝこ
 とせきものとせられた。一八八七年の法律は
 更に分割手續を簡易ならしめたる。之等の法律
 は併用法の一般の且つ即時適用によりて土地
 所有権を確立し、以て植民者の土地所有を便

596 續

1) Luxemburg, R. Die Akkumulation des Kapitals.
 S. 355 以下用.

説明 ターゲット

この原本
は、破損の
まま撮影し
ます。

597
植

宜なるに在りて、
 人の為めには最も不幸なる破壊行為に非ざらん。しかも土
 人、ルック、アルク等の伝統的土地制ありて、別を
 世視し、在るに在りて、
 強引規定は投標者、高利貸を跳梁せしめ、
 て土人をもこの土地を失はしめ、之を復元化
 せしめたる。一八九六年にはアルグエリ、
 自ら裁判官の土人の強引生活に破滅的悪影響
 と及ぼせることを認めざるを得なかつた。
 一八九七年の法律を以て、
 競賣を廢し、
 分割は、
 他人に譲渡するも、
 分割に不便なるときは、
 之を家族に分割し、
 は清木者の持分に在るを、
 へきやは家族に選擇ありしものとみなした。又
 メルク及びアルク等の旧制の上の分割を復活し
 後者は原則として譲渡すべからず、
 的たるものとなし、
 の清木によりてのみ私有財産と化せしむる。

共有地
 利害関係者の清木によ
 法によらば
 或

1) 高利貸は債権者一人にのみ行使せしめて、
 2) Méryghac, A. Traité de Législation et d'Économie
 Coloniales, p. 588

米田

制を定めた。一八九七年の法律は又土地の
 登記の手続を容易にし、登記せられたる土地
 に関する一切の権利は佛法律を適用し、且つ旧法一切の
 権利関係を排除するの效力を与へた。かくこ
 アルガエリーの土地は佛法律の適用を受くる
 のが、土人回車の特権たる回教法の適用を
 受くるものとの二種に分れて居る。
 米田に於ては^{（即ち政府は）}土人の保留地を設け
 るより其前に述べたる要を以て一八九三
 年に法律を設けて保留地を土米國の

國土とあること及び土地所有制を布くことを
 要求し、^{（即ち）}インダアン人は更に反対した。
 然るに一八九八年米國國會の権力を以てイン
 ダアン人部落の同意を強ひてその保留地を
 佛民法の下に置き、土地を測量し且つ之を
 部落員に分配することを定め、たゞインダア
 ン人保護のためには^{（更に）}後十五年間は土地の賣却若
 くは移転を禁じ、^{（更に）}後十六年間は一家族に
 つき十六ヘクタールの家産田^{（を認むもの）}の讓渡を禁じた。^{（1）}
 かくゆ^{（土人の）}地共有制が破壊せられた。

1) Zimmermann, 前出, s. 386-387

598 植

倉

はとう土地を地主に売却し、或は
 債権の担保とみすことにあり、その所有権を
 喪失するに至ることあり。印交のマドラス
 及びホムベイ地方に於ては耕作者が土地所有
 権者と認められ、従つて土地を担保とし
 て債務を負ふの権利を與へらるゝに至つたが
 常に手より口への生活をめせる印交農民に
 よりては、單に紙片に署名して後日の支拂を
 約束することによりて比較的多数の金銀を手
 に入らる力の懸念は少く、たゞこゝには

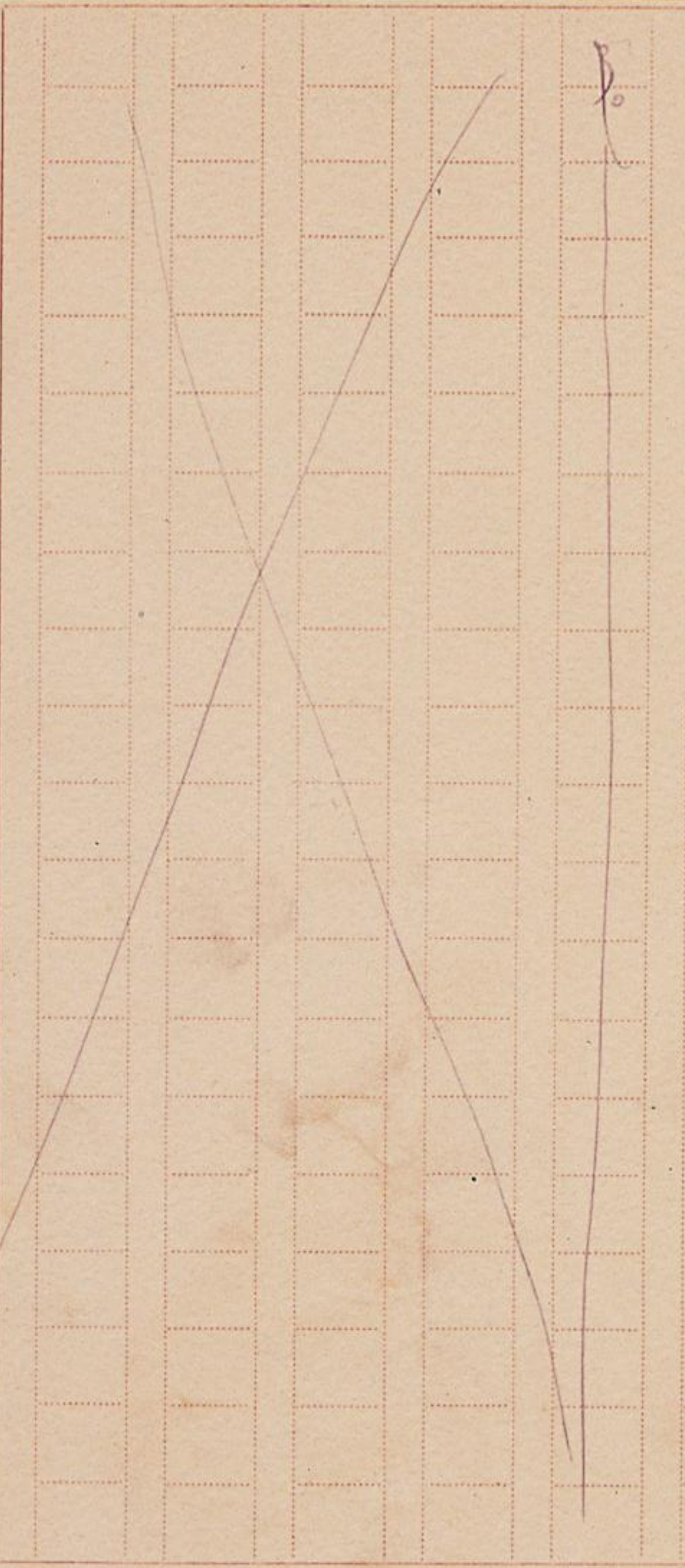
、既に容易なる稟案への誘惑を蒙つた。農民
 は友人達に宴會を振舞ふ、象や駱駝を傭つて
 村中を行列して練り歩き、かく支拂期日の未
 り迄豪奢の生活を営む。或者は少く程不謹慎
 にはあいが、不作の場合には地税を納付する
 のために土地を担保として借金をする之餘餘を
 せらるゝ。甚し地税は年々豊凶に拘らるゝ同
 額を納めねばならぬから、印交農民の負債の
 急激な増加はすべからず、驚かせた、今や
 印交農民は自力を以てその完全なる喪失化し

600
植

り自己を防禦する能力なきことか一般に認め
 くれ、彼等の支拂を要請せざるに金利は最
 も高利である。一九〇一年の飢饉委員会
 (Famine Commission)の報告によれば、ホムベイ地
 方に於ては耕作者の少くとも四分一はその土
 地を失ひ、而して全額負債を負はざるものは
 全作の五分一に落ちたる、他は多かれ少かれ負
 債を有するものであつた。又他の一報告によ
 り、小浜同地方に於て一八九〇年に至る十一年
 間に於ては、土地税徴収の爲め競賣に附せられたる土地は

1) Reinsch, P. Colonial Administration. p. 325

約二百萬エーカー、滞納者數八十四萬人、即
 ち十一年間に此地方の全人口の八分一に
 家産を失つたものであるといふ。右の如き悲
 劇的なる叙述及び事實は、北多ク印を以て
 植民地に力して通用する地金が多いこと



2) Wadia, P.A. and Joshi, G. N. The Wealth of India. 1925. p. 276.

601
 植

植

1) 日とを防禦する能力なきことか一般に認
 められた。御尋の支那を要請せらるゝ金利は
 最も高利である。この悲劇詩的なる叙述は
 は印度(以東の地)にも同様のものである。こ
 こが多いとあらう。朝鮮人の宗廟(宗廟)に
 皇(記事を見る)即ちその家族制(宗廟)に
 は当然の義弊とせられ、産を起し世に時め
 くものありは同姓引連れこれにを堰ひ潰すは
 当然の批判とせられて居る。といふ。又その

享樂性に就て、半島に汽車の通じせられたる座
 家や田地を賃に置いてその屋の無くなるまで
 茶人の的もなくなつた。珍らしさにとちと兼
 り歩くもつかあつた。これは誰か知らず話であ
 る。その大戦中米の値が出で懐合不好くな
 つて去つた。自御車の流行となり、脈小屋見
 大いな家に住みながら女生を棄てて今日花
 見、昨日は遊山と看れり。あつた。と。
 その豊業経済の状況について、大農と小農は
 内地より七道に担放び、大農と小農は

609 植

2) 同上, P. 256

1) Reinach, P. Colonial Administration, P. 325.
 2) 村田懋麿. 朝鮮の生活と文化, P. 252.

34

八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	月次
大麦小麦(米)	大麦(米)	大麦(米)	同(同)	同(同)	同	同	同	食糧
同	同	同	同	同	同	同	同	米の割合
三五	三五	三一四	三(四)	三	三	同	二(三)	食事回数
約	同	約一〇一	約	約	約	同	約五	一食の価格
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	

603
植

農もたゞ、六月食糧及糞。七月蕎麦及菽。八月剥粟。十月蒞稻。七月食瓜。八月断壺。九月菽菹。九月築塙田。十月納禾穰。禾麻菽走々。嗟我農夫。の詩の年中行事をとつたま、井も数屋とて飯み田を耕して食ふ、帝力我に於い。何かあらん、夏秋時を思ふ、むるものは、空に自給自足の稲草である。一かも御葉の生計、秋愁を見るに、と女寮う自給不足の秋愁にちる。京畿道(農村社会事情に曰く)には、農民の月別包糧品及び米を標準とする。

食料本誌に在りては、表すべし。

1) 村田、前出、P.346-347.

遠

15

半に附記せられたる説明には左の如く言わ
 れる。其の表によつて見て、現在の農民が
 作物の出来高によつて一時的富面的生活を
 して居ることを見ることが出来る。即ち米を
 糶れぬ米、麦を糶れぬ麦を食ひ、食糧的と適
 当に配して生活の方法と一定して居ると云
 ふやうなことは無い。實際に於て秋作物は直
 ちに多量の使途に消費せられ、亦亦いして二月
 (旧正月)迄自給することになつて、爾後には雑穀を
 主として食用するが、これも秋迄食糧^糶く
 事の出来ものは少ない。そこで此れを農家
 の食糧缺乏に對する方策は如何なるものか
 らかと云ふに、先づ予備の前借或は農繁期に
 出役すべき約束の有力な農家から食糧又は金
 銭と前借りする。又堤防の修築や農坊への出
 役或は其の他の貸取に出稼し、時として牛
 馬の他物資を二三市場に転賣する仲介を取
 るものもある。然し心掛けの良い農民は代
 食や減食を行ふものもある。食糧の回数を減じ
 又は草野菜の類を食することがある。此の農民仲

604

植

遠

向の生活は實に言済同政の衰れなせり、
 には何れもして生活するが寧ろ奇怪に思ふ事
 あり、⁽¹⁾ ^(かくゆき) 朝鮮の農子、生活の窮迫に慮り
 て其牛を売り、其土地を抵当として借金を
 くら土地を売却するは寧ろ自然である、
 或んや所望の欲望の社会大なる輸入商品、
 享樂設備及び所望の公課を伴ふ貨幣階級の
 壓迫は、^(大地主) 彼等の階級の壓迫は、
 受くるに放てあや。而して、^(大地主) 彼等の階級の壓迫は、
 之自作農階級に止まらば、^(大地主) 朝鮮貴族階級の
 貧窮乏についとも亦安んずるにすべしある。
 朝鮮に對して貨幣を提供し得る内地人の手に
 朝鮮の土地所有権の移り行く趨勢は、
 幸にして數字的材料を持有ないけれども、
 一一般に認めらるゝ事であると思ふ。
 かくや如く、^(大地主) 地主の土地は
 或は直接自接の強制により、
 或は單に名目
 的価格の支拂により、
 又或は貨幣階級の
 威力の自発的作用によりて、
 地主の手に
 歸するものと取能は自於て常に認めらる。

1) 京畿道内務部社会理、京畿道農村社会事情、大正十三年、
 P. 87-89.

605
續

新

は本據地としての土地を直接に村民者に賣却し
 ・又は債務の担保と為すことによりてその所
 有権を喪失するに至るものと可なり。原任者と
 村民者とは社会的に對等なる能力を有するに
 べきもの故に直接に土地の強制により、兩は
 名目上の債権と提供し、土地所有権の移轉の所
 象は、もたれあつた。また、原任者種族發達
 の能はるより一掃ではあいか、通商
 發展の進行は自給的強行、少くとも資本主
 義の進行は、村民者の居住は之を本主義
 的なるが故に、⁽¹⁾は資本主義の「自由運法」に對
 して「開闢」である。⁽²⁾（かくと村民に伴ふ）
 農民の土地喪失、農村の現象と生あるもの
 であつた。アルゲエリーのアラビア人のアジ
 アトルコ⁽³⁾に於ける移住、⁽²⁾印度人の離業産化
 及び訛村⁽³⁾はその一例である。朝鮮に於ても
 同様の状況が見られると思ふ。⁽¹⁾尤も原任者
 の所謂資本主義の「自然運法」に對する開闢⁽²⁾に外
 ならぬ。村民者は、⁽³⁾農民の
 より土地を喪失する現象と生じないとは限ら
 ず、⁽¹⁾現にアルゲエリーや或地方に於て多く

606
植

1) Luxemburg 前文. S. 359
~~2) 同. S. 359.~~
 2) Mukerjee, R. The Foundations of Indian Economics. 1916. P. 6-7.
 3) Luxemburg. 前文. S. 339.

原住者の土地 (H) ATHENA
土地の権利
手続

見らるる事とあると云ふ

植民者が土地を得るはその定住派御の第一
 歩であるが、若し居住者植民者より土地を賣買
 を自由契約に放任する時は、植民者の利益主
 義の爲めに原住者の利益に不当に干渉する
 虞ありあるが故に、政府は原住者の保護の趣旨よ
 りその植民者に對する土地賣却に干渉するに
 至るの例も亦多い。印度に於ては農家が負債
 の擔保デツカン農家扶助法 (Deccan Agriculturalists
 Relief Act, 1879) ガヤンシ抵当土地法 (Punjab
 Encumbered Estates Act, 1882) によりて債務の担保
 とせらるる土地の賣却を禁じ、又パンダヤ
 土地賣却法 (Punjab Land Alienation Act, 1900.
 (1907) により農家土地は同一村を若くは部族の
 農業者以外に讓渡せらるることと禁じられた。
 等の法律は農家保護の趣旨であつたが、土地
 の担保として利用するに便するに有利は爲めに
 農家の苦痛を招き立法の日
 的の上失敗と見らるた。
 十月寺内総督は一重要訓令を發したり、其の

607
植

1) Wadia and Joshi. 前出. P. 293-294. Reinsch
 前出. P. 325-327.
 2) 金利は二の爲め 12パーセントより 75パーセントに暴たといふ。
 (Wadia and Joshi 前出. P. 294 註)

1) Girault, A. Principes de la Colonisation. Tome II. P.
 619.

越前は農事經營を標榜し又は奇利を博せんと
 する目的を以て土地の買併を爲さんとする者
 を抑申すと共に中小農戸が地價の暴騰に乗じ
 眼前の利益に眩惑し所有地を放棄せむとする
 輕挙を戒めんとするに在り。而して之が實行
 に當りては中小農民中土地を売却せむとする
 者あるときは地方官警察官等をして其の實情
 を調査せしめ必要止むを得ざるにあらざらん
 りと爲す者と視て其の賣買を中止せしめたり
 たりといふ。之れ内地人の投機者等に對して鮮
 農を保護するの精神を有すけれども朝鮮人
 は却つて此の訓令の實施を苦痛としたといふ
 事がある。蓋し一般資本主義の侵入を禁
 止せしめて、單に土地売却をのみ禁止制限せ
 んとするは、左手田を畫き右手方を畫くの類
 にして、その實行すること無く、且つその實行
 は却つて原住者を壓迫する結果を生じたりは
 當然の事なりとある。
 獨逸はカメルーンに於ては農業地の土人以
 外に對する讓渡は總督の許可を必要とするも

朝鮮總督府殖産局、朝鮮の農業、大正十一年、P.120.

608

植

のとし、マーシャル群島、リニア群島等々
 は土人以外に對する土地の讓渡を一切嚴禁し
 左¹⁾日本南洋群島に於て、^(委任統治地域と見らる) 独逸領時代の遺制
 に従ひ、土人は土地に對する所有權の觀念薄
 く、動もすれば借附せざる、是れを以て官以
 外の者は島民の土地に對し、賣買讓渡又は担保
 の目的に供する契約を禁止其の土地に對する
 權利及利益を保護せり²⁾とす。但し政府は土人
 より土地を買上ぐる¹⁾ ことを得ることには注意せ
 るべしとあり。

1) Reinsch, 前出, P. 328-329.
 2) 外務省, 十九百二十四年度日本帝國委任統治行政年報, P. 94

其の如く、一九一七年の法律により
 在來の部落共有地の土地を分割し、所有權を
 個人に所有地となし得ることを認められたが、そ
 の土地を外人に賣却讓渡することを禁止、尤も
 借賃を認めらる³⁾ 點は、
 莫欲マレイに於ても土地に對する大なる需
 要は土人をして抵抗し、能き迷惑に面接せしめ
 る。祖先傳来の土地を歐西人の手に歸せし¹⁾ 危
 機に瀕したるに、政府は一九一三年に漸
 くマレイ留保法 (Malay Reservation Enactment, 1913)

3) Reinsch, 前出, P. 330.

609
植

莫領西アフリカの諸地にはありては土人
 の土地共有制が維持せらるる。例へば北
 ナイジェリア (Northern Nigeria) に於ては在来
 の習に依りて一切土地所有制を認めず、
 即ち
 於いて嘗て実行せる如く土人の耕作者と
 土地所有者とを一致せしむる。一切の土
 地は公有せらるるものと否とを問はず、
 の管理の下にあり、而して政府は土人の
 従ひて之を管理すべく、各家長は其の一家
 を支持するに十分なる土地利用の権を有し、
 しとの土地生産力消耗すれば新なる土地を
 得る権利あり、而して森林は彼を困難に
 する。政府が森林を採取の権利を許さず
 ば、此は品々を採取するを妨げ、
 更に自由國に於て「無主地」の所有権を
 要求したることに基きて生じた彼の思
 へき事能はる。再みせらるべきものとせ
 らる。又農業用の目的に於ては、改良及
 び地
 代更訂を条件として土地貸借を許す
 べし。

2) Land Tenure Ordinance, 1910. — Egerton 前出
P. 221-222.

1) Reinsch. 前出. P. 327-328. Zimmermann, A. Kolonial-
politik S. 328-331.

611
権

、要するに「全佳の極旨は土地が永久に農業或は鐘業の極旨に濃縮特軒するを防止し、將來十イゴエリアノ人口を増加せる際、再び之を土人の利用に供し得るを得せしめんことを見ゆとせるものである。

以上の諸制度を通過するに、植民者の土地を要するは自然であるが、之を要するは自由契約に放任する時は後者は前者の爲めに掠奪せらるゝか故に、政府は原住者保護の極旨にありて之に干渉し、彼等の利益を

甚しく害せむる範圍に於て植民者の土地利用權を認めんとするに至れる傾向を見るべく、又土人の土地所有制度に對しても急激なる變更を敢て試みず、之を共有制度を有するものは寧ろ慣習を重んじて之を維持するの傾向を見らるゝ。もとより英國其他の植民地可現地土地共有制を以て最善と爲せるものにはないが、之を有する土人部族に於いては、その歴史性を認め、本國制度を若くは植民者の利益上の必要を強利せざるに至ることは、

1) Knowles 前出. P. 210-211.

612
植

倉

説明
ターゲット

この原本
は、破損の
まま撮影し
ます。

台湾

土地調査

土地所有権の
確定

(4) ATHENA

619
植

各国植民の苦き経験、最近鑑みたるものも
 至るに於いては、教訓とも見るべく、たゞとん
 はアフリカの一隅たる微弱の植民地に因する
 もうであるとも、尚二十世紀の植民政策の
 他向として注目せねばならぬ。中東、リビア
 イルドの提唱、たゞ移住及土地制度の計画
 を、この時代にありてマルクスは「現代植民
 理論」と呼ぶ。この資本主義的特徴を指摘した
 松本は北ナイジェリアの植民政策を以て二
 十世紀の「現代植民理論」の魁とあると言ふと
 得たにあらざるか。

(二) 土地所有権の確定
 地籍明かならば、土地所有権確定せざると
 きは、土地の重複的又は不正買付はれて、投機
 者の乗ずるおとなり、真実の土地利用の利
 益を害する。佛國のアルジェリアの植民の始り
 此の種の弊害特に甚かつたといふ²⁾。政以て
 全去る土地調査をなすべく、連年の施行するは
 植民の安全と繁栄を来す所以あり。

台湾に於ける土地調査は、児玉總督の事業の

2) Zimmermann, Kolonialpolitik, S. 335.

1) „Die moderne Kolonisationstheorie.“ — Marx, K. Das Kapital, Bd. I. (Volksausgabe), S. 691.

一は、日本植民史上顯著なる成印の一例
 である。台湾には土地に富する換利者は大
 租戸(地主)小租戸(墾戸)の二種ありた。大租戸
 とは清國時代に廣汎なる地域に於て、墾戸の
 許可を受けたる豪族にして、農民を招きしめ
 墾墾に當らしめ、之より租穀(大租と稱す)を徴収
 し、自らは政府に於て納税の義務を負担し
 たる。而して農民は自らその土地を耕作し或は
 力作人に之を耕作せしめたる。この小作人よ
 り徴収する租穀を小租と稱し、従つて該農民
 を小租戸と稱した。然るに歲月の推移と共に
 土地の富穡は其の占有者たる小租戸に移り、
 小租戸は任意に其の土地を賣却償還するも他
 利を有するに拘らず、大租戸は單に小租戸よ
 り租穀を受くるに過ぎず、而して大租戸も小
 租戸も何々別々に變換せざるゝの故に大租戸
 と小租戸とは互に其権利を知らず能はざるこ
 とあり、納税の義務を負担する所の大租戸最も
 この弊を受けたる。要するに大租戸も小租戸も
 皆は土地の直接所有者と被税義務者との關係

614

植

既解

615 植

<p>朝鮮に ついで 土田 韓國 時代 に あけ た 土 地 台</p>	<p>多 く に 至 つ た。</p>	<p>一 月 一 日 よ り 内 地 の 不 動 産 登 記 法 が 実 施 せ ら れ た。</p>	<p>効 力 発 生 の 必 要 条 件 と な り た が、 大 正 十 一 年</p>	<p>、 之 の 土 地 に 関 す る 稅 利 關 係 は 登 記 と 以 て</p>	<p>、 胎 稅 及 贖 耕 稅 に つ い て 強 制 登 記 の 利 を 採 用 し</p>	<p>記 の 利 を 定 め 旧 慣 上 の 稅 利 大 く 業 主 權 典 當 權</p>	<p>約 三 倍 す る に 至 つ た。 而 し て 既 治 三 十 八 年 登 記</p>	<p>大 租 稅 消 滅 の 結果 地 租 増 率 の 結果 地 租 收 入 は</p>	<p>甲 寅 より し て 乙 未 七 七 七、 八 五、 甲 に 増 加 し、 又</p>	<p>た。 此 の 調 査 の 結果 田 園 の 甲 數 三 六、 一、 四、 四、 七</p>	<p>（土 地 稅 利 道 と 認 め る に 依 り て 定 金 を 充 て る 業 主</p>	<p>補 償 金 （三、 七、 七、 九、 四、 七、 九、 円） を 交 付 し て 大 租 稅 を</p>	<p>消 滅 せ し め、 米 下 小 租 戶 を 以 て 定 金 を 充 て る 業 主</p>	<p>定 金 を 告 げ た。 之 に よ り、 大 租 戶 に 對 し て 大 租 稅</p>	<p>世 帯 長 好 に し て 既 治 三 十 七 年 に 改 め 改 め 初 切</p>	<p>年 計 画 を 以 て 土 地 調 査 に 着 手 し た が、 手 業 の</p>	<p>お う し と な り、 總 督 府 は 既 治 三 十 一 年 よ り 十</p>	<p>土 地 の 再 編 組 成 の 進 歩 を 阻 害 す る こ と を 懸 念 し、</p>	<p>を 阻 害 し、 土 地 所 有 權 を 不 確 定 な る に し、</p>
--	---	---	---	--	--	--	---	--	--	--	---	---	---	--	--	---	---	---	--

1) 土地六三市、台湾延民政策、P.110-112.

帳に量案は其の記載空地と符合せしむる
 多く地籍紛糾甚しかりしを以て、保善政治後
 差当り不即是正の弊を去り地籍徴収台帳
 に因する規定を改訂し当面の急に處す大か、
 併合後昭和四十二年以來二十四路下田の理
 智を以て土地調査を行ふ大正七年を以て完
 し、之に伴ひ土地台帳登録の地價を課税標準
 と定め且つ不即是正登記の施行を完結し、
 大正元年に解府府官等土地調査委員会を設
 置し土地作自施に因する査定に對する不服の

申立を裁決するものとなした。結果は未だ能
 解は成らず土地利不及地稅制を生ず確立し
 公地稅理徴の基を以て確定ししと負擔の均衡
 を得しり土地所有權を確定して多年紛糾を極
 めたる多量土地争議を解決し延び著しく土
 地の利用を促進し大正九年に不財地籍其
 の他公物施設の施設に多大の便宜を以て
 大正とせしむ。大正七年に其間に林野の所有
 物有つて及所有林跡を但の權利關係を確定
 する目的を以て林野調査令を制定し、林

616
 植

林野調査令 施行年報 大正十年版 P. 128.

27

ATHENA (4)

トレンス
切登記

即調査委員府を改選した。
 台湾及び朝鮮の土地調査の月報は上に述べ
 る如く地籍及び土地所有権を確定すると共
 に、地租徴収の基礎を築き上げ、以て増収を
 計ることにありし。
 土地調査(地籍)土地登記の制、公布の
 らない。地籍に關し、歴史上有るなるはトレン
 スの登記制度である。これはトレンス
 (Lands)の主張に基き一八五八年南緯沙に
 出し、簡易登記制を、
 事なる請求に度して

土地を調査し且つその土地に關する権利関係
 を調査して公告す、公告後六ヶ月以内に異議の
 申立なきときは権利確定し、登記と共に権利
 證書を権利者に交付す。権利證書は即ち登
 記簿の寫に於てあり、担保關係も且つ裏書に
 よりて讓渡せらる、もう一つは、土地
 売買は、裁判所によりて安全確定となつた。
 の判事は、家、他の諸州にも採用せられ、
 し、イリ、ノース、佛領コング等にも同
 様の制度を布かれた。
 佛領地帯に於ては

617
植

1) Leroy-Beaulieu, de la Colonisation. P. 771-772.
 Reinsch. 前出. pp. 319-320. 321, 322.

倉

土地地下の重要

地下優待

記にありてその土地に属する権利は確定し、
 在りて一切の権利関係を消滅せしめ従つて
 永年有制は復之基の土地を再び土人の手に返
 することあると最早の共有制に復歸するを
 保す、又その土地は^は通用法の適用^は下は立
 けふり再不土人の法の下に立^つた^となからしめ
 左。

三 土地の地下

土地利金のあつたその社会の生長を充分に
 保つておく關係をもつ。而して地代に於て
 は政府は土地地下の政策によりて新社会の
 目的を達し土地利金を特色づけること出来る
 。それは新社会秩序の制定より得る。
 若し土地兼併の弊を防ぎ、中小自作農の發
 達を奨励せんとせば、地下の代價は無代
 價に或る時は中小農は之を文辯するを得たりと我
 らも一般に地代に於ては土地の開拓費に
 比較的多額の費用を要するに故に、土地購入
 費にその強力の大部分を割くことは土地の開

618
植

1) Girault, A. Principes de Colonisation. P. 55-58. Tome II. PP. 55-58. 595.

招改良を妨ぐるものと言げぬはなうあり。而
 しつ考債拂下は移り収上最も有利であるが
 其れを助長するの弊害あり。次に拂下の方
 法は競賣利よりも定額制なるを以て中小農の
 負担に便なりとする。若し競賣制なるときは
 資本を有するもの独巨控株を招く虞あり
 加故に。而して拂下面積には一定の制限を附
 さねばならぬ。即ち拂下面積の単位を低く
 定むるは廉價拂下主義と相背つて中小農の定
 着の必要條件大くと共に、拂下面積の最高限

を限定するは土地兼併を防止する上に必要な
 る注意である。下部カダには一四二五、〇
 の。エーカが約六十人に令與せられ、プリ
 ンス・エドワード島 (Prince Edwards Island) は
 一七六七年に、全島一日のうち六十人に
 令與せられたといふ。一かもその多くは不在
 地主であつて、其地の経済的繁栄はなほ
 地味三の最印に於て退まらた。とん故中小農
 の定着をはかるに妨められ、又此定期内に
 在りて定住、開拓者よりは予業成ゆきを以て

1) Merivale, H. Lectures on Colonization and Colonies
 P. 437-438.

619
 植

君

土地地下による所有権獲得の停止条件は
 解除条件とせぬ由なるべし。
 本国人の移住少き所謂投資地地に於ては
 土地地下の利交も自ら上述と異なる。何と云
 らば之れ大資本による資本家取組の目的に
 適慮するを要する可故である。即ちかゝる地
 区地下面積の最高限高く、或は暫期限に定
 められ、甚しき利権を有利なるものたるに
 して移住の比較的高價あり、地下面積
 は競賣法によるべきものとせらる。例へば佛
 国コニゴールに於ては、大面積地下の主張をとり、
 全領土の二十分の十九は僅か數ヶ月間に四十
 ニの利権会社に分譲せられた。又独逸領西南
 アフリカに於ては全面積の三二%を五つの土
 地会社に独占に帰せられた。又
 ウエイク島の植民計画が独特の資
 本家的特色を有するは既に一言した。アフリ
 カの如き熱帯地にて外人の移住をさう投
 資的活脚の舞臺をたすべきものなり。然し、
 甲種住地と云ふと全部改定より移住をさす

620 植

1) Reinsch. 前記. P. 348. Girault 前記. Tome II. P. 93.
 2) Köbner. O. Einführung in die Kolonialpolitik.
 S. 224-225.

621
植

即ち所謂居住地たるに拘らず、
 之に資本家の社会を建設せんとの理想を有
 するに於ては、土地押下代價は、地價高價を
 心く、¹⁾ 押下方法は定額にして且つ均一を以て
 かく、²⁾ 押下面積には最低限度高限共に附すべ
 くと論じた。³⁾ 押下代價を高價にせざれば、
 御者は容易に土地所有者となりて土地と人口
 との調和を失するに至り、資本家の不利益とな
 るべく、又土地の不利用の占有⁴⁾ 弊を生じ、
 経済的困窮を阻むべからうし、⁵⁾ 而して⁶⁾ 相
 當價を以て押下彼の所謂⁷⁾ 地價高價 (sufficient price)
 以上の超過代價を政府の収入と爲すことは、
 資本家の利益投資を妨ぐるべからうし、且つ
 押下面積に⁸⁾ 限る⁹⁾ 或は¹⁰⁾ 押下¹¹⁾ 地價高價¹²⁾ 定¹³⁾ する¹⁴⁾ こと¹⁵⁾ 又
 資本家の自由を束縛するに去り、¹⁶⁾ 不¹⁷⁾ 当¹⁸⁾ に¹⁹⁾ 長²⁰⁾ く
 労働者²¹⁾ に対し²²⁾ 土地所有者たるの権限を阻止す
 るより²³⁾ なる²⁴⁾ 不²⁵⁾ 可²⁶⁾ なる²⁷⁾ と²⁸⁾ 論²⁹⁾ じ³⁰⁾ たり³¹⁾ あり³²⁾ かつ
 大³³⁾ 他³⁴⁾ 自由³⁵⁾ 主義³⁶⁾ 資本家の³⁷⁾ 所有³⁸⁾ を³⁹⁾ 濫⁴⁰⁾ かに⁴¹⁾ 建設
 せんとせざるものありたり、⁴²⁾ 而して彼の⁴³⁾ 説⁴⁴⁾ は⁴⁵⁾ 或
 能⁴⁶⁾ かに⁴⁷⁾ 採⁴⁸⁾ 用⁴⁹⁾ せ⁵⁰⁾ ら⁵¹⁾ ざ⁵²⁾ る⁵³⁾ べ⁵⁴⁾ から⁵⁵⁾ ず、⁵⁶⁾ 即ち⁵⁷⁾ 南⁵⁸⁾ 洋⁵⁹⁾

1) Wakefield, G.E. Art of the Colonization, P. 339.
 2) 同上 P. 367-368.
 3) 同上 P. 399.

新西
南
州

622

河には土地拂下價格は始め一エーカー十二
 志、まもなく一磅に定められ、^{三一サウス}新南ウエール
 入には始め五志をうしむるが、一八二九年に
 は十二志に高められ、^{新西}新西南には最初より
 三磅の高價に定められた。而して拂下面積に
 關しては之を考へて土地の自ら土地交付の權を
 有するに至りて後始めて制限を附し、^{新西}新西南
 には一エーカーを最高限とし、^{新西}新西南
 には一エーカーに侵入して牧羊と爲す^(squatters)
 拂下主親とつた。新西南には二〇〇〇エ
 ーカー(その中良地六四〇エーカー)拂下を以て
 拂下の最高限とした。之を以つても土地
 兼併を防止する目的に出たものであつた。
 事實は甚しく土地兼併を實現し、一八九
 二年に於て新南ウエール、^{新西}新西南、^及及
 添洲の^(付)拂下面積の半は僅か一二五〇人の
 所有に歸し、²⁾地方人口の都市集中の勢は物に
 急激であつた。

居住権その他に於ける土地拂下制度の著例は

1) 新西南州。添洲土地向來の由來(法政協會雜誌三十卷第一号
 二号三号)。“squatters”とは居住線(limit of Settlement)
 を越へて奥地に入る牧羊業者をいふ。
 2) Zimmermann. 所出. S. 322-323.

米田の(市)制(Thunabip)である。米田は此
 之後、^{米田}七九〇年に土地局(Land Office)
 を設け土地の測量と制及び拵下に當り、^{米田}一
 即ち一(市)制(Thunabip)は六哩平方即ち三十
 六平方哩(市)制(Thunabip)と爲し、^{米田}一哩平方
 区劃して一區(auction)と稱し、更に之を半区
 四分一區、八分一區、及び十六分一區に区
 劃し、^{米田}各區劃の境界毎に測量標を立て、^{米田}各區劃
 区劃は一平方哩即ち六四〇エーカーに一區劃を
 拵下(市)制と爲し、十六分一區即ち四十エー
 カーを以てその最上段と爲した。拵下(市)制は
 各區劃一エーカー一冊と定め、^{米田}各區劃元
 稜模標に奇数及び偶数の番号を附し、各區劃の
 境界毎に測量標を立てた。^{米田}此の区劃制は、^{米田}各區劃の
 測量及賣却済(市)制(Thunabip)と爲し、^{米田}各區劃の
 せる者は所屬、^{米田} "squatters" と稱せらる、^{米田} 其の在
 住地に対する先買權(Precemption)を一六〇エー
 カー以内に行はせ認め、又八〇一エーカーエーカ
 ーの上は家産(Homestead)として所有するを
 得るものと爲し、^{米田} 但し家産の処分は之を制

623 植

北海道に
設けられた
地場下
制

在来の英國大地主制 (Squire's tenure) と
 廢す。其の地は、地主地を賠償せよ、耕作者
 と以て土地権者と認めると共に、耕作地は
 して米田に倣ひて市制を創設し、耕作地を
 耕作権面積の最高限を六四〇エーカーと爲
 した。地産物販賣アフリカに於ては、銀行に
 法一米田を米田に創設し、元禄地権の
 持業盤 (Crown-land system) による土地耕作を
 した。北海道に於ても明治十年の改定に
 代り、米田の制に倣ひたる田制と定め、百

十町歩の方形地塊を大割と稱し、中割はそ
 の四分一、小割は更に中割の六分一とし、
 一十割即ち五町歩を以て地田兵一人に割當
 せしむることとある。
 現在北海道に於ける所有地耕作は左の如
 である。土地の耕作は一定の期間
 内に其土地に於ける耕作に成功し又は除
 目的に依りて耕作を使用せぬ場合は、即ち
 借賃貸付と受けたり土地は一年以内、有
 賃貸付は附與を受けたり土地は二年以内

625
植

2) 明治十年北海道有未開地処分法、及之同施行細則。

1) Köbner. 前出. S. 217.

権太
ハルチ
土地拂下

以轉賃し予業成切に至る迄引續き天候一たる
 ときは之を附するものとし、貸付面積の最
 高限は十町歩と一但し、前貸付と受付と
 面積は通算せざるものとせらる。
 権太にありては、特定未開地の拂下面積は耕作農
 地の附随し用途に供する土地は九万坪、牧畜
 用地は五十万坪、其他の予業に供する土地は
 一万坪を最高限とし、倉庫畑などに用ゐるは
 前二倍を五倍に増加し得るものと爲し、耕作農
 地にありては、其予業半以上を中しとるとき、
 牧畜用地にありては、その予業半部を中しと
 るとき、貸付後一平坪にその土地は、その附近
 に所収を構へたることを要する条件として、貸付地
 主は復附與するを得るものと定め、所収が、
 特定地以外の土地の面積又は貸付面積に利
 限なく隨意契約に依りて之を行ふことを得る
 が、政に弊害を生じ、不正拂下に徴し、疑獄類
 案に認められ、権太固有未開地の処分方法を改訂す
 るの議が政府内部に有りと傳へらる。2) とい
 は、当分の改正であり、寧ろ北海道に於ける比

627
植

2) 大正十四年九月八日 東京朝日新聞 及 大正十四年九月五日 東京朝日新聞

1) 大正十四年 権太固有未開地 特別処分令

朝鮮

較的良好の先例あるに拘らず、擇た、朝鮮の如き
 缺長多き土地処分法規の制定せしむべき事自
 然と怪しむる所あり。然るに、
 朝鮮にありては、明治四十年、固有未墾地利用
 法を公布し、面積十町歩以上は、朝鮮総督、之
 を以下は、地方長官の許可を以て、十年以内の
 期に、^{（以下）}之を貸付し、^{（原則として）}事業中、後世債
 附する。而して、貸付面積には、法上制限を置かざり。
 事業中、又は農業中、貸付地の耕作するものは、
 業初、中後、附し、用、墾、牧、業、地、帯、に、供、す、土、地
 事業特別の自由あるのみ、外國租附し、す。之
 のとし、但し、^{（以下）}期、内、に、事業に着手せしむ
 るは、工事困難に、^{（以下）}期、の、見、込、者、に、計、し、
 出、許、可、を、取、消、し、又、は、返、還、を、命、じ、す。而、し、
 面積地、に、對、し、^{（以下）}は、^{（以下）}地、元、住、民、を、^{（以下）}
 利用せしむる方針あり。又、^{（以下）}
 朝鮮に、^{（以下）}は、^{（以下）}全、耕、地、面積、の、三、分、を、
 古、く、^{（以下）}に、^{（以下）}と、^{（以下）}其、の、多、く、^{（以下）}は、^{（以下）}平、坦、膏、腴、の、
 地、に、^{（以下）}而、し、^{（以下）}廣、汎、な、る、区、域、を、^{（以下）}在、據、^{（以下）}地、^{（以下）}を、^{（以下）}農、民、
 と、^{（以下）}し、^{（以下）}小、作、せ、し、め、た、^{（以下）}る、^{（以下）}り、^{（以下）}な、^{（以下）}る、^{（以下）}が、^{（以下）}土、地、^{（以下）}分、
 配、上、^{（以下）}は、^{（以下）}大、多、く、^{（以下）}國、家、に、^{（以下）}有、す、^{（以下）}る、^{（以下）}が、^{（以下）}、^{（以下）}然、る、^{（以下）}に、^{（以下）}

628
積

1) 朝鮮總督府 施政年報 大正十年 頁 242.

土地整理
止の房

府は「地政取次」が利用には深甚の注意を拂ふ
 大正政界（驛也土はとうとう一歩を）明治内政府の東洋拓殖本会
 社株式に譲つた地代用の出資地として納付
 方町号の跡地土を同社に引渡した外、大正
 八年十二月即ち独立下蔵事件後の施政革新に
 際し、以後取地土は年賦として縁故小作人に拂下
 せることに決案し、取地土小作人に代りて買受を希望
 せざる場合は限り競争入札によりてその以外
 の者に七割拂を為し得るものと為した。印
 取地に於ては東洋拓殖株式会社を通じて内地
 人自他主農を授けせしむると共に、取地土拂
 下及び水面積未耕地貸付はよりて解人自作農
 と養殖せんとする外、未耕地貸付に最大限を
 定めざるを得ない大地主制を保護せざるの
 趣旨を思ふに、現に東洋拓殖株式会社自身の設立
 未地主層社と出現せしむるものありた。
 土地拂下は以上各報の別表によりて知らる
 る如く、申取植地に於ける土地の面積の大半は
 不用時に分配上問題がある。要するに、
 取地土の事情は、同十一年を得たものは、

629
植

ノ取地土の取地の事情 P.17. 同施政取次所出 P.95
98-99.

土地管理
長期貸付
初貸付
ATHENA (4)

62

土地管理
利

英國の土地は、
 土地に於て特許品近の傾向たるが、土地
 貸付を為すに長期の貸付を為すの利息
 は、植民地は土地購入費として一時に多額
 を支出するを要せしむるあり、政府は地代更
 新の奨励により土地価格の自然増加と収入
 の利益あるにても、九十九年若くは九十九
 年のための長期の貸付をなすべしとす。ド
 (Landlord) に於ては、土地地主権は強と所有
 権と異ならず、従つて土地の配政策上の効果

は著しく高いと思はれる。
 (土地に)
 しかうば

植民地に於ける土地は全部公有となすか
 或は植民地に於ける公有地の拂下をなさざるか、ともかく土地私有制度を制限
 するの政策の植民地経済に於ける價值如何。かかる問題も植民政策の實驗的性
 質にかへりみ特に吾人の考慮に上り得る。植民地の土地は一般に經濟的開發の
 未だ着手せられざるか、或はなほ幼稚なる状態にあるを特色とする。故に問題
 の要點は土地私有制に基きて生ずべき經濟利益を私人に約束することなくして
 植民地開拓の効果を期待し得るやといふにある。

若し必要なる資本に供給の途ありは、
 利を目的とする植民地資本家を待たずして、
 地代有利の下に於いて地代地の開拓を為すは
 不可成事にはないであらう。上述の如くは

691 植

土地の用
掘

リアの如きは土人の土地共有制の下に経済的
 発達を為しつゝあるものあり、而してバシ
 スキに於ける猶太人の之才運即による民
 族基金 (Jewish National Fund) の購入せる土地
 を以て猶太国民の共有地と爲し、猶太人の共
 同的理若と試みつゝあるは、^{終住} 猶太人に於る土
 地共有^判 猶太人の實例と云ふべきである。

四 土地の用掘

土地拂下の判交は土地分配の向能なると共
 に、土地用掘に資する生産上の向能である。

不在地主
判交
土地投機

不在地主判交 (absentism) は、土地獲得の容易
 によりて且つ現在未開地^{及土地投機} 増加の速なる
 社会的發展に基く井井自給増^價 増の期待を得る
 る、地中地は旅、最も發達し易く、而して是
 の現象の土地用掘を阻害する^{こと} 弊害は甚し
 きものあるに故に、先づこの弊害を防止せね
 ばならずあり。

土地用掘には灌漑排水植林^{植樹の改良} 等土地用掘
 鉄道其他交通線用の開設^{の向能を云ふ} 及び一定の計画
 に基づき都市村莊の建設等の向能を有する土地

土地改良

692
植

水利事業
印度

44

633
値

の改良工事により	不健康地を	植木の最も有意義な	内多き	に一言一やう。	水利事業は	印度にては	灌溉施設は	米畑に増加し	倍加したと	〇年交に	エーカーに	の印交総督	灌溉委員会	これ、二十	エーカーと	とあつた。	更に新計画
より荒蕪地を	根ざして	な作用にある	水利事業は	水利事業は	有名なる一	灌井、貯水池、	古くより	一九〇二年	稱せられ	にける灌溉	に連した	農	(Irrigation	三千万磅	灌溉すべ	此の計画は	大水利工
化して沃野とし	せ、	と云はぬ	つき	水利事業は	例は印度	運河等による	より存在	の灌溉面積	大が、	面積は	蓋しカー	業振興の	Commission	を投じ	水利用計	大作に於	事に着手
し、	それ		つき	つき	は印度	による流	一九〇	は四八、	一九一	四八、九	ゾン (Fox	政策に基	1901-1903)	六百萬	画を決定	て完了	しと
	の		に	に	の	以	二	六三、	九二	六三、〇	Curzon)	きて灌	の	万	した	せ	と
								〇		〇		漕	の	万	た	と	

1) Reinsch, P. Colonial Administration, P. 294.
 2) Pillai, P. Economic Conditions in India, 1925, P. 86. 20
 灌溉面積中 20,550,000 エーカーは 国営運河, 2,647,000 エー
 ーカーは 私有運河, 7,337,000 エーカーは 貯水池 ("Tank"), 12,692,000
 エーカーは 灌井, 5,173,000 は 其他の水利施設に於て灌溉せられた
 であつた。

須

694

いふ。	之昔の印度政府の建設運管する施設
設は	経済的の体より使用物によりて収入を計
るも	つと、飢饉防止の必要に基くもつとに分
けら	れる。何れにしてその土地開拓を奨励
し	生産増加に貢献したることは疑ひない。パ
ン	ダヤブ地方のチエナブ植民地 (Chenab Colony)
に	ついで一九〇九年に次ぐ如く言はれた。十
五	年前には全然無住の荒蕪地たりしもの
今	は運河の兩岸教理に亘りて小麦棉花其他作
物	の次第と化し、整備せる道路村莊住宅と共
多	かる幸福のあらざる表徴とを見る。殆んど
一	百下の人口がその人口稠密なる郷土よりこ
ゝ	に特産しまりて永住的生活を定め繁栄に赴
い	て居る。一九〇七一八年にチエナブ植民地
は	自らの必要を充たし尚二百万磅の小麥棉花
及	び石油を輸出した。十五年前には不毛地帯
な	りし土地は今日市價二千万磅の價値を持つ
に	至つた。
埃	及にては一八八五年に一百万磅の工費を
以	てナイル三角洲の堰堤を修理し、(更に)
	一八九八

1) Sir James Wilsonの講演。(Wingate, Sir Andrew. Palestine, Mesopotamia, and the Jews. P.214-215)

類